

毎週火、金曜日発行(但休日には翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇人委告示 昭和三十二年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正
- 昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号の一部改正
- ◇公 告 鳥取県職員採用初級試験
- 昭和三十七年度鳥取県職員採用試験

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

昭和三十二年八月鳥取県人事委員会告示第四号(選考により採用又は昇任させる職)の一部を次のように改正し、昭和三十七年六月十一日から適用する。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

一中「児童指導員の職、」の下に「保育専門学院の講師の職、」を加える。

鳥取県人事委員会告示第四号

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号(職員)の任用に関する規則に基く選考の基準)の一部を次のように改正し、昭和三十七年六月十一日から適用する。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

三 教育職()選考基準中

二等級	短大卒	〇	〇	を	二等級	高校卒	〇	〇	三
	大学卒	〇	〇			短大卒	〇	〇	
						大学卒			

に改める。

公 告

鳥取県職員採用初級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和三十七年六月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

受験できません。

一 試験区分及び採用予定人員

一般事務(B) 約十人

二 職務内容

知事部局の西部地区出先機関に勤務し、調査、監査、対外折衝等の女子をあててにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。

三 採用予定日

昭和三十七年十月一日

四 受験資格

1 学

歴 学歴は問いませんが、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校卒業程度の学力を必要とします。

2 年令及び性別 昭和十三年四月二日から昭和十九年四月一日までに生まれた者で、男子に限りません。

3 受験できない者 次の各号の一に該当する者は、

かどうかについて択一式により行ないます。

2 日時及び場所 昭和三十七年八月十日(金)に米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表 昭和三十七年八月十四日(火)に県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

六 第二次試験 第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないません。

1 方法 (1) 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

(2) 身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁治産者及び準禁治産者

(3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

五 第一次試験

1 方法 教養試験と適性試験を次の基準に基づいて高等学校卒業程度において行ないます。

(1) 教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により行ないます。

(2) 適性試験 初級職員として必要な適性を有する

2 日時及び場所

昭和三十七年八月十日(金)に米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表 昭和三十七年八月十四日(火)に県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

六 第二次試験 第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないません。

1 方法 (1) 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

(2) 身体検査 胸部疾患の有無に重点をおいて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(3) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時及び場所 昭和三十七年八月下旬に鳥取市において行ないますが、第一次試験合格者に通知します。

七 最終合格者の発表 昭和三十七年九月中旬に県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

八 合格から採用までの経路及び給与

1 合格者は、初級一般事務(B)職採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

採用された場合は、主事補に任命されます。なお、将来実務経験により吏員昇任試験の受験資格が与えられ、吏員へ昇任する道が開かれています。

2 給与は原則として、給料月額九、五〇〇円(行政職給料表六等級二号給)を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じてそれ以上に

り、その後毎年一回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

九 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

2 申込み

申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十七年六月二十九日(金)から昭和三十七年七月十三日(金)午後五時まで。郵送の場合は、昭和

和三十七年七月十三日(金)午後五時までの着信に限りま

十 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

昭和三十七年度鳥取県職員採用試験の実施について次
のとおり公告する。
昭和三十七年六月十五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

一 試験の対象となる職

中級	上級			職	採用予定人員
	畜産	林業	農業		
生活改良普及員	若千人	若千人	若千人	行政	約十人

二 受験資格

1 男女の別を問いませんが、それぞれの試験について次の各号の一に該当する者が受験できます。ただし、生活改良普及員については女子に限り、現に生

活改良普及員の資格を有する者又は昭和三十八年三月三十一日までにこの資格を取得する見込みの者である必要とします。

上級

- (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を昭和三十五年三月以降に卒業した者又は昭和三十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者で、昭和七年四月二日以降に生まれた者
- (2) 学校教育法による短期大学を昭和三十五年三月以前に卒業した者で、昭和十年四月二日以降に生まれた者
- (3) 人事委員会が前記(1)又は(2)に該当する者と同等と認められた者
- (4) 前記(1)、(2)、(3)に掲げる者のほか、昭和十年四月二日から昭和十四年四月一日までに生まれた者(学歴を問いません。)

中級

- (1) 学校教育法による短期大学を昭和三十五年三月以降に卒業した者又は昭和三十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者で、昭和七年四月二日以降に生まれた者
- (2) 人事委員会が前記(1)に該当する者と同等と認められた者
- (3) 前記(1)、(2)に掲げる者のほか、昭和十年四月二日から昭和十七年四月一日までに生まれた者(学歴を問いません。)

2 次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (イ) 日本の国籍を有しない者
- (ロ) 禁治産者及び準禁治産者
- (ハ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
- (ニ) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その

処分の日から二年を経過しない者

- (ホ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 第一次試験

1 方法

上級試験については教養試験と専門試験を大学卒業程度において、中級試験については教養試験と専門試験を短期大学卒業程度において行ないます。

イ 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般能力及び教養について、択一式及び記述式により行ないます。

ロ 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、上級試験については択一式、中級試験については短答式により行ないます。

なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

職 種	（上 級）	
	分	野
行 政	政治、法律、経済、労働等の社会事象の理解に必要な基礎的知識、判断力その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力	
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等	
林 業	林政、森林経理、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学等	
畜 産	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜産各論、畜産物利用、獣医一般等	

職 種	（中 級）	
	分	野
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育等	

2 日時及び場所
昭和三十七年八月十日（金）に鳥取市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表
昭和三十年八月十四日（火）に県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

2 日時及び場所
昭和三十七年八月下旬に鳥取市において行ないますが、第一次試験合格者に通知します。

五 最終合格者の発表
昭和三十七年九月中旬に県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

四 第二次試験
第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行ないません。

1 方法

イ 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

ロ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

ハ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

1 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

2 採用候補者名簿の効力は、原則として一年間です。

3 給与は原則として、次表に定める給料月額を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じてそれ以上になり、その後毎年一回定期に昇給します。そのほか手当として、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

区分	適用される給料表の種類	適用される等級及び号給	給料月額
上級	行政職給料表 研究職給料表	五等級一號給 四等級四號給	一三、二〇〇円 一三、五〇〇円
中級	行政職給料表	六等級五號給	一〇、七〇〇円

七 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

2 申込み

申込み用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

八 その他

昭和三十七年六月二十九日(金)から昭和三十七年七月十三日(金)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十七年七月十三日(金)午後五時までの着信に限ります。

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市谷町
[定] 一部月極 二五〇円(配達料共) 所 県